# 来年度の国民年金保険料が決定

# 納付が困難な方は免除などの申請を

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年 金に加入します。自営業・無職・学生などの方は、自分で国 民年金保険料を納めなければなりません。所得が少ないとき や失業などで国民年金保険料を納付することが難しい場合、 保険料の免除や納付猶予を申請することができます。免除申 請日の2年1カ月前の月分まで申請できます。

国保年金課 **2**3995-1813

沼津年金事務所 **2**921-2201

## 平成28年度の国民年金保険料は 月々16,260円

保険料の納付期限は、翌月末です。例えば、4月分 は5月末までです。日本年金機構が送る納付書を使っ て、金融機関や郵便局、コンビニの各窓口で納めるか、 口座振替やクレジットカードで納めてください。手元 に納付書がない場合は、国保年金課または年金事務所 へご連絡ください。

口座振替を希望する方は、納付書または年金手帳、 通帳、金融機関届出印を、クレジットカード納付を希 望する方は、納付書または年金手帳、はんこ、クレジッ トカードをお持ちのうえ、国保年金課または年金事務 所へお申し込みください。

#### 免除・若年者納付猶予申請

#### 免除申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの申請年度の前年の 所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、 申請すると国民年金保険料の納付が全額免除または、 一部免除となる制度です。失業したり災害に遭ったり した場合に適用される特例免除も、失業・災害などの あった前月からその年の翌々年6月までの期間、特例 免除申請ができます。

#### 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年の 所得が一定額以下の場合に、申請することで国民年金 保険料の納付が猶予される制度です。

#### 申請方法

年金手帳、はんこ (本人署名の場合は不要)、免許 証などの身分証明書をお持ちのうえ、国保年金課また は年金事務所へ申請してください。

#### 学生納付特例制度

学生の方が申請し、承認を受けると、学校を卒業す るまで、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。 申請は毎年必要です。

### 申請方法

#### 初めて申請する方

年金手帳、はんこ (本人署名の場合は不要)、学生 証(写しの場合は両面)、免許証などの身分証明書を お持ちのうえ、国保年金課または年金事務所へ申請し てください。

## 2回目以降の方(2月下旬までに平成27年度分の申 請を行った方)

平成28年度も引き続き学生である場合は、3月下 旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が届きます。 必要事項を記入し、返送してください。

## / 申請時の注意

- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を 行います。
- 申請が遅れると万一の際に、障害年金などを受 け取れない場合があります。

#### 追納

各制度で承認された免除・納付猶予期間の 保険料は、10年以内であれば納付すること ができます。納めない場合、将来受給する年 金額が満額に満たなくなります。追納は国保 年金課または年金事務所へ申請してください。